

策を講じ、望ましい経営体の目標に対応した新規就農者の確保を目指す。

ア 就農に関する情報提供・相談活動の展開

職業としての農業への関心の高まりに対応するとともに、就農希望者に対する就農相談、情報発信体制の効率化を図るため、全国及び都道府県段階の就農相談窓口の一元化を図るほか、農業等就職相談コーナーを設置している公共職業安定所や、新規就農を希望する酪農ヘルパーの増加にかんがみ、(社)酪農ヘルパー全国協会とも連携し、以下の施策を講ずる。

(7) 農業委員会や都道府県青年農業者等育成センター、都道府県新規就農ガイドセンター等の農業関係団体の有する農地や研修等就農関連情報を集約し、就農希望者等に対する就農相談及び情報提供の充実を図る。

(イ) 新規就農対策に積極的に取り組む市町村等の地域が、就農希望者を対象に開催する現地説明会等を支援する。

(ウ) 就農希望者を受け入れる農業法人等の情報を収集・提供することにより、実践的な農業経営の体験を通じた経営感覚に優れた農業経営者の養成を推進する。

イ 新規就農者の円滑な技術習得

基礎研修から現地定着まで、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修事業を体系的に実施する。

(ア) 「就農準備校」を運営する団体、都道府県、企業等で構成される協議会等の推進体制の下、民間団体による大都市圏での就農準備校に対する助成を引き続き行うとともに、新たに地方拠点都市での開催、都道府県による地方都市での設置に対する助成を行う。

(イ) 道府県農業大学校等の養成、研究及び研修の各部門において、農家子弟、Uターン者、法人就農希望者等多様な就農形態に対応した研修教育の実施とこれに必要な施設整備を行うとともに、指導職員の資質向上のための研究活動を推進する。

(ウ) 市町村、農協等が就農希望者の現地定着を支援するために行う、生産現場段階の実践的な研修コースの開設・運営を支援するとともに、新たに先進農家が研修生を受け入れる際の機械の貸与を行うなど、先進的農業者等による受入研修の実施体制を整備する。

(エ) 地域ぐるみでの新規就農者の受け入れを行う場合に必要な研修・宿泊施設の整備を行う。

(オ) 就農後の青年農業者組織が行う機材の改良等のプロジェクト研究を通じた自主的な研修活動を支援する。

ウ 新規就農者が必要とする資金の融通

新規就農者の就農ルートの多様化に対応して、新規就農者が必要とする資金を適切に融通するため、農業信用保証保険制度を活用しつつ、無利子の就農支援資金制度をはじめとした各種資金制度の積極的な推進を図る。

(ア) 就農前の研修その他の就農準備に必要な資金の手当を支援するため、就農相談活動等の支援業務を総合的に行う都道府県青年農業者等育成センターを通じ、無利子の就農支援資金(就農研修資金及び就農準備資金)の貸付けを行う。

(イ) 経営開始時の施設の設置、機械の購入等に必要な資金の手当を支援するため、都道府県青年農業者等育成センター、農協、銀行等の多様な貸付主体を通じ、無利子の就農支援資金(就農施設等資金)の貸付けを行う。

(ウ) 農協、銀行その他の金融機関が貸し付ける就農支援資金(就農施設等資金)について、農業信用保証保険制度を活用し、資金を借り受ける際の信用力の補完措置を講ずる。

(エ) 就農支援資金(就農施設等資金)の貸付けと併せ、農業近代化資金及び農地等取得資金の積極的な貸付けの推進を図る。

エ 新規就農者による円滑な経営継承

離農農家、規模縮小農家の経営基盤の継承先として、新規就農者が期待されることにかんがみ、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等、初年度投資が大きく多様な準備が必要な畜産を中心に、以下の経営継承の円滑化のため施策を講ずる。

(ア) 我が国のが実態にあった日本型畜産経営継承システムを構築するため、研修牧場の整備、多様な継承方式に沿った資産継承の仲介等を行うとともに、離農跡地及び後継者不在農家の畜舎等継承資産を新規就農者にリースするための補改修等を行う。

(イ) リース機械・施設の整備に係る各種補助事業と農地保有合理化事業を活用したリース農場の設置を推進する。

(ウ) 新規就農者による経営継承を円滑に行うため、地域の離農・規模縮小等の動向を把握するための意向調査等を実施する。

(2) 農業教育の振興

農林水産省及び文部科学省の連携の下、小中学生の農業に対する理解を深めるとともに、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の推進を図るなど、学校内外における農業体験学習の機会の充実を図るとともに、青年農業者の育成に関する取組を推進する。

ア 小中学生の農業に対する理解の増進に向けた取組

- (7) 地域における農業体験学習を推進するため、モデル市町村における農業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生の農業体験学習の場の設定及び学習の取組を支援する。
- (イ) 都道府県や地域農業改良普及センターにおいて、農業体験学習の指導者の登録、農業体験を行う子ども達のグループづくり、農業・農村の理解のための副読本の作成、学校教員に対する研修会の開催等を行うほか、農業体験に関する図画コンクール等の啓発活動等を行うことを支援する。
- (ウ) 子ども達の体験活動等に関する情報提供を充実するため、グリーンチャンネル等において農業に関する番組を提供するほか、全国の市郡単位程度に1カ所を目標に、簡便な情報誌の配布、電話相談等を行う「子どもセンター」の設置を推進する。
- (エ) 農林水産省と文部科学省が連携し、子どもが夏休みに自然の中で親と離れて2週間程度の長期宿泊体験を行う「子ども長期自然体験村」を設置し、農作業等の勤労体験、自然体験等の機会を提供する。
- (オ) 子ども達が農村の自然の遊びに親しむとともに、農業に対する理解を深めができるよう、農林水産省と文部科学省が連携し、子ども達が豊かな遊びを体験できる農業用水路の登録、利用促進、整備等を行う「あぜ道とせせらぎ」づくりを推進する。
- (カ) 全国47の推進地域において、農業体験等を含む中学生の職場体験等の組織的な推進を図るキャリア体験等進路指導改善事業を実施する。

イ 青年農業者等の育成に向けた取組

- (ア) 農業高校生等の先進農家等における体験を含め、高校生のインターンシップ（就業体験）を推進するため、全国フォーラムを開催するとともに、地域農業改良普及センターによる受入農家の情報提供等を行う。
- (イ) 道府県農業大学校と農業高校の連携の下、教育手法や交流の在り方等に関する研究活動を行うほか、農業大学校において高校生を対象に農業の実務実習の体験等を行う「緑の学園」等、就農意欲や職業観の醸成のための取組を推進する。

(イ) 農業の現場に精通し、かつ高度な知識と技術を兼ね備えた人材の育成を推進するため、新たに、道府県農業大学校等の施設を活用して、4年制大学等の学生の農業実習等に対する受入体制の整備及び情報提供等を行う。

6 女性の参画の促進に関する施策

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営に参画する機会を確保するための環境整備と、女性による農業に関連する起業活動の促進等の施策を講ずる。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援

都道府県、市町村の各段階で農村における女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するとともに、農村女性が持てる能力を十分に發揮できる環境整備を進めること、女性農業者の参画の促進に係る中期的なビジョン・目標、年度活動計画等を策定し、この達成に向けた夫婦セミナーの開催等の啓発活動等を実施する。また、新たに、自らのライフステージに応じて出産・育児期にある女性の農業経営参画が可能となるよう、経営管理等の研修、母性保護のためのセミナーの開催等を行う。このほか、農産物の加工等の女性農業者の活動の促進と農家労働の軽減を併せ持つ女性農業活動支援施設を整備する等の措置を講ずる。

(2) 女性の参画の促進に向けた効果的な普及活動の展開

女性農業経営者の能力向上のための経営管理研修等の開催や家族農業経営における経済的地位の向上及び役割の明確化を促進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた普及活動マニュアルを策定する等農業改良普及組織を通じた効果的な普及活動を展開する。

(3) 女性の農産加工等の活動の促進

農業改良資金において、女性が行う農産加工等の活動を支援するための資金の貸付けを行う。また、女性農業者等が家族農業経営で経済的地位及びその役割を明確化し、部門経営を新たに開始する際に必要な資金の貸付けを行う。

(4) その他女性の参画の促進に資する施策

農村女性の過重労働の解消を図るための農業労働の改善、高齢者や非農家等の地域内労働力の活用等による、労働負担の総合的な改善に向けた取組を引き続き実施する。また、女性の高齢者介護に係る負担の軽減に資するホームヘルパーの育成や高齢者の自立した活動の支援等を行うほか、女性農業者に対する農業機械の安全研修の強化、女性にとっての操作性にも配慮した農業機械等の開発等を行う。このほか、全国各地の農山漁村における女性の起業活動等に関する情報提供と、起業等農村で活動する女性のネットワーク化、若い女性の農山漁村への定着を促進する。

7 高齢農業者の活動の促進に関する施策

地域における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、都市の高齢者の知恵も活用しながら、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができるよう、高齢農業者の農業関連活動を促進するとともに、農協等の行う高齢者支援活動を強化するなど農村における高齢者福祉対策を積極的に推進する。

(1) 高齢者の農業関連活動の促進

経営施策・事業の実施に当たり都道府県、市町村の各段階で一本化した新たな推進体制において、地域の実情に応じた多様な担い手として、高齢農業者がその有する技術や能力を生かし、生きがいを持って行う農業関連活動を推進するため、高齢者対策の円滑な実施等を内容とする中期的なビジョン・目標、年度活動計画等を策定するほか、新たに農村高齢者の活動を促進するための都市の高齢者も交えたワークショップの開催、「心身の癒し」に資する農山漁村資源を活用した地域密着型の産業の育成等の中高年

齢者等の人材の育成、実践活動に対する支援を行う。

また、高齢者が行う地場農産物の生産・加工、農業技術指導等に資する高齢者農業活動支援施設等の整備や資金の貸付けを行うとともに高齢者の自立的な活動を支援する体制を構築する。

このほか、毎年10月を「農山漁村いきいき高齢者月間」と位置付け、その期間を中心とした農山漁村高齢者対策に関する啓発活動等への取組や普及職員の指導能力向上を図るための研修等を実施するとともに、高齢者の農業関連活動を推進するための普及手法のマニュアルの策定に向けた検討を行う。

(2) 農村における高齢者福祉対策の充実

農村の高齢者福祉等における農協等の役割を適切に發揮するため、農協ホームヘルパー等の養成、マニュアルの普及指導等を引き続き実施するほか、農協の介護活動に必要な組織づくりのための事例集等の作成等に対する支援を行う。

さらに、高齢者が安心して住み、生きがいをもって活動できる農山漁村づくりのための生活環境の整備、地域に根ざした助け合い組織の育成、地域住民によるボランティア活動の推進のための既存施設のバリアフリー化等を引き続き実施する。

8 農業生産組織の活動の促進に関する施策

地域における効率的な農業生産の確保に資するため、集落営農の推進、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動を促進する。

(1) 集落単位の営農システムの発展と安定化

集落を単位とした営農システムを構築し、効率的かつ安定的な経営体への発展を促進するため、必要な農業施設等の整備等を実施する。

(2) 農作業受託組織の育成

担い手が不足している地域を中心に、市町村農業公社等が行う農作業受託活動を円滑に進めるための体制整備、市町村農業公社等の活動を通じた担い手育成を支援する。

特に、畜産農家において、飼養規模が拡大しており、飼料生産に係る労働負担の軽減を図るとともに、大型機械化体系の導入による作業の効率化、低コスト化が求められていることを踏まえ、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成していくとともに、既存のヘルパー組織、コントラクター等の統合を図るため、必要な施設機械の整備を推進し、効率的な支援体制を確立する。

また、農協による農業機械リース事業への助成等により、農用地利用改善団体等との連携の下に広域的な地域を対象に農作業受託に取り組む認定農業者組織の育成を促進する。

9 技術の開発及び普及に関する施策

農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るために、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化の下での戦略に基づく研究開発と地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進等を講ずる。

(1) 技術開発の重点的・効果的な推進

基本法に基づき、農業に係る技術の研究開発目標を明確化する等の観点から策定された「農林水産研究基本目標（平成11年11月1日農林水産技術会議決定）」に即し、技術分野ごとに重点課題と今後達成すべき具体的目標水準を明確化した戦略に基づき、生産面で抱える諸課題に的確に対応し現場を支える技術やバイオテクノロジー等革新技術の開発を図るため、以下の施策を講ずる。

ア 現場を支える技術開発の強化

食料自給率の向上のため、水田の高度利用を柱とした土地利用型農業の確立に向け、麦、大豆、飼料作物等の新品種の育成、品種特性を安定的に發揮させる栽培技術及び高度輸作体系確立のための技術の開発を一体的・効率的に推進する。

併せて、行政上の要請に迅速・的確な対応ができる特別研究の拡充を図るとともに、沖縄北部振興対策として沖縄北部地域のニーズに即応した試験研究を推進する。

イ 基礎的・先端的研究の強化

(ア) イネ・ゲノムの塩基配列の解読、有用遺伝子の単離・機能解明を引き続き実施するとともに、有用遺伝子の単離・機能解明の手法の一つとして、タンパク質の立体構造解析等を通じた機能推定技術に関する研究、ゲノム情報を活用した品種改良等を推進する。

(イ) 豊かで健康な食生活と安心して暮らせる生活環境の実現に資するため、生物系特定産業技術研究推進機構が地域の産学官の試験研究機関等で構成される「地域コンソーシアム（地域研究共同体）」から課題を公募し、地域資源を有効活用した高機能・高品質食品の開発等の新事業創出が期待される研究開発を実施する。また、遺伝子組換え農作物の安全性に関する科学的知見の蓄積及び安全性評価手法の高度化、的確な情報の提出等を充実・強化するとともに、新たに組換え農作物の長期栽培によるモニタリング等を実施する。

(ウ) 家畜及び昆虫について高密度遺伝地図を作製し、有用遺伝子の単離・機能解明を行う。

(エ) 高機能農林水産物・食品の開発に向け、生活習慣病の予防等に関する食品成分の機能性の解明を行う。

(オ) 若手研究者育成の観点から提案公募型基礎研究を充実強化するとともに、競争的かつ機動的研究資金の配分を可能とする特別研究を拡充する。

ウ 環境研究の強化

(ア) 農林業に由来する廃棄物からのバイオマスエネルギー実用化技術の開発、野生鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減する農林生態系管理技術の開発を実施するとともに、持続性の高い農業生産を推進するため、肥料・農薬等による環境負荷を低減する革新的技術の開発、現場に適合した技術の体系化及び環境への影響を定量的に評価する手法の開発、有機性資源の革新的適正処理技術及びリサイクル技術開発、森林・農地・水域における自然循環機能の解明とその向上技術の開発も引き続き行う。

(イ) 農林水産業における内分泌かく乱物質の影響実態の把握、環境中での動態解明、生物への作用機構の解明を行い、これらの知見に基づいた同物質の分解・無毒化等による影響防止技術を開発するとともに、ダイオキシン類について、農耕地等の汚染地域

からの移行等の解明及び効果的な移行・拡散防止技術を開発する。

(イ) 地球温暖化の環境変動に伴う食料変動予測手法を開発する。

エ 研究成果の移転強化と民間研究の促進

(ア) 共同研究を通じて独立行政法人と民間がそれぞれ有する研究成果と開発能力を相互に生かすため、双方が研究課題を提示し相手先を広く募集する仕組みによる産学官連携のための研究を行う。

(イ) 独立行政法人の研究成果の実用化を促進するため、独立行政法人との連携の下に民間の研究開発能力を活用した実用技術の開発を推進するほか、新たに人材育成の観点から企業内若手研究者の活躍の場を拡大することとし、ベンチャー等の持つ研究開発能力を活用して新産業の創出に資する技術開発を推進する。

(ウ) 農林水産業に係る試験研究に関する情報の収集・整理を行うとともに、超高速ネットワークを活用した農学情報資源システムによる民間等への幅広い研究成果情報の提供を引き続き実施する。また、独立行政法人の試験研究の成果の特許化及び取得した特許の民間における利用・実用化を引き続き促進する。

オ 國際共同研究の推進

(ア) 地球規模の食料・環境問題に対応するため、アジア地域におけるマングローブ林保全と両立した低投入・持続型の養殖技術の開発等発展途上地域との共同研究を推進する。

(イ) 國際研究に従事する者の育成・確保に資するため、登録制度を創設するとともに、他国及び国際研究機関における共同研究に関する情報の収集・分析を行う。

カ 研究基盤の強化

(ア) 新たに、基本計画等に沿って研究開発を着実に推進していくための研究分野別評価や効率的・効果的な研究開発を推進するための各種研究システムに係る研究制度評価等の政策評価の導入と個々の独立行政法人ごとに独立行政法人委員会が行う業務実績評価を実施し、研究評価を充実する。

(イ) 農林水産業に係る研究基盤を拡充するため、生物遺伝資源の収集・保存等を行う農林水産ジーンバンクを充実する。

(ウ) 情報処理技術の高度化及び試験研究の効率的な推進を図るために、画像等大容量情報を処理するためのデータセンターの整備及び農林水産省研究ネットワークの充実を行うとともに、ネットワーク上の共同研究を支援するシステム等の開発や研究の基盤

となる情報のデータベース化を推進する。

キ 普及組織との連携強化

研究と普及組織との連携を強化するため、研究員による現場指導への参画を推進し、試験研究を行う独立行政法人における普及職員に対する研修を実施する。また、都道府県が定める普及事業の実施方針を踏まえて行われる試験研究に対する支援を行う。

ク 独立行政法人による研究開発の着実な推進

農業関係試験研究機関については、平成13年4月の独立行政法人化に伴い、現在の19の国の機関を1機関及び6独立行政法人に再編されるため、基本計画や農林水産研究基本目標等の達成に向け、試験研究のより一層の重点化・集中化を図ることとしている。

(2) 効率的かつ効果的な普及事業の推進

担い手となる人材の育成及び確保等を基本とし、対象者の重点化及び農協等との役割分担の下での地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の効率的かつ効果的な推進を図る。このため、「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成12年3月3日農林水産省告示)及び同指針に即した都道府県の実施方針に基づく事業を展開する。また、引き続き普及事業についての外部評価の仕組みの導入を推進する。

ア 普及事業の対象者及び課題の重点化

(ア) 普及事業の対象者の重点化を図る観点から、農業者の技術・経営改善等に係わる個別支援活動の高度化や地域農業のまとめ役となる人材への支援を推進する。

(イ) 農業者のニーズにこたえた普及事業の展開の観点から、産地活性化に取り組む地域における緊急な技術的課題解決や経営改善に必要な革新的技術の実用化の促進等、技術・経営両面からの支援を強化する。

イ 普及事業の高度化・効率化のための活動体制の整備

(ア) 技術や経営の高度化に対応するため、研修の充実や普及職員資格試験制度等検討会の結果を踏まえた試験制度の見直し等を通じて普及職員等の資質向上を図るとともに、税理士等民間専門家の活用を支援する。

(イ) 高度で効率的・効果的な普及活動を推進するため、地域における営農設計等を支援するシステムの構築や改良普及員が生産現場で高度な経営診断を行う体制整備等普及活動の情報化を図る。

10 農産物の価格の形成と農業経営の安定に関する施策

消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、引き続き、品目ごとの価格に関する政策を見直し、普及・定着に努めるとともに、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を実施する。なお、経営を全体としてとらえ、農産物価格の変動に対し、農業収入または所得の変動を緩和するための仕組み等について、その確立を求める声があるなかで、国民の理解が得られることを基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況等を勘査しながら検討を行う。

(1) 需給事情及び品質評価を適切に反映した価格の形成と経営安定対策の着実な実施

価格政策を見直し、普及・定着に努めるとともに、品目別に経営安定対策を講ずる。

ア 米

- (ア) 自主流通米については、自主流通米価格形成センターにおいて、需給実勢を的確に反映した価格形成を図る。
- (イ) 生産者の拠出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金を交付する稲作経営安定対策を推進する。

特に平成13年産については、米の価格の著しい下落や生産調整の緊急拡大を行うことを踏まえ、現行制度の基本的枠組みの下で、臨時応急特例的な対応として、補てん基準価格の特例（12年産と同水準）、資金基盤の安定のための追加資金造成等の措置を講ずる。

なお、本対策についての生産者の意向を把握するため、稲作農家に対する意向調査を実施する。

イ 麦

- (ア) 国内産麦については、需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の

生産を推進するため、民間流通への円滑な移行とその定着を図る。

- (イ) 民間流通麦生産者の経営安定等を図る麦作経営安定資金について、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図る。

ウ 大豆

- (ア) 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、透明性の高い、客観的なルールに基づき適切な運用を図る。
- (イ) 価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」の適切な運用を図る。

エ 野菜

- (ア) 野菜の価格の安定を図るため、指定野菜価格安定対策事業について、交付予約数量の増加、野菜指定産地の追加、生産者補給金の交付の迅速化等を行うとともに、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業についても、生産者補給金の交付の迅速化、交付予約数量の増加等を行う。

- (イ) 天候等による価格低落時や一時的な需給変動による価格低落時等に産地廃棄等の緊急需給調整を行った生産者に対し、交付金を交付する。

- (ウ) 野菜供給安定基金がキャベツを契約生産し、価格高騰時の売渡に備える事業等を実施する。

オ 砂糖及び甘味資源作物

「砂糖の価格調整に関する法律」等に基づく新たな制度の普及・定着に向けた取組を推進する。

- (ア) 砂糖生産振興資金（従来の糖価安定資金を充当）を財源として、輸入糖調整金の時限的引き下げ、精製糖企業及び国産糖企業の再編・合理化対策、甘味資源作物生産コスト低減対策等の推進により、国内糖価を引き下げ、砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大を図る。

- (イ) 輸入糖からの調整金と交付金により国内産糖への助成を行う仕組みや最低生産者価格制度を維持しつつ、需給事情等を反映した、透明性の高い、客観的なルールに基づいた適切な運用を図る。価格形成が行われるような仕組みを導入（算定方式の改善、国産原料糖の入札の仕組みの導入等）・定着させる。

力 果実

(7) 加工仕向けによる需給調整機能が低下しているうんしゅうみかん及びりんごについては、加工原料用果実価格安定制度から、生鮮果実の需給調整対策の強化を前提として、価格が大きく変動した場合に育成すべき果樹経営に及ぼす影響を緩和するための果樹経営安定対策への転換を図る。

(イ) なお、その他の品目については引き続き、加工原料用果実の価格が低落した場合に補給金を交付する価格差補てんを実施する。

キ 畜産物

(ア) 加工原料乳

① 生乳の再生産の確保を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、加工原料乳について農畜産業振興事業団及び指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付するとともに、加工原料乳生産者補給金制度を通じて指定生乳生産者団体による生乳の一元的な集荷・販売を推進する。

② 従来の制度では、生産者に販売価格の動向が伝わらず、生産者・生産者団体の生産・販売努力が促進されにくいものとなっていた。このような状況を踏まえ、需要者のニーズを生産者に伝達し、需要の動向に応じた加工原料乳の生産を促進するため、平成13年度から安定指標価格、基準取引価格等を廃止するとともに、新たな加工原料乳生産者補給金制度への円滑な移行を図る。また、新たな制度の導入に伴い、加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格低落時にその低下額の一定割合を、生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする仕組みを創設する。

(イ) 食肉等

① 指定食肉（牛肉・豚肉）については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用等により、価格の安定を図る。

② 肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛について、その平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施する。

③ ブロイラーについては、需要に見合った計画的な生産の指導を行い、需給及び価格の安定を図る。

(ウ) 鶏卵等

鶏卵については、国、地方公共団体等を通じて需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行う。

採卵鶏素びなの生産出荷については、その動向の的確な把握に努め、需要に応じた合理的・計画的な生産出荷を促進する。

(エ) 乳業の再編・合理化と牛乳・乳製品の安全性の確保

乳業の再編・合理化を促進するに当たり、先般の加工乳等による食中毒事故を契機として生じた牛乳・乳製品の安全性に対する消費者の信頼を回復するため、H A C C P 手法等高度な衛生管理水準を備えた乳業施設の整備を実施するほか、乳業施設における衛生管理体制の徹底の確保を図るとともに、生乳流通の合理化及び生乳の適切な需給調整体制を整備する。

ク 蘭・生糸

養蚕農家の経営の安定等を図るため、付加価値の高い蘭の生産への取組等を推進する。

ケ 葉たばこ

葉たばこについては、引き続き、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により、買い入れを行う。葉たばこ審議会は、「たばこ事業法」に基づき、葉たばこ価格については、生産費・物価等の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産の確保を旨として審議する。

(2) 農業経営全体を捉えた経営安定対策の検討

「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する必要があることから、このような農業構造を担うことが期待される「育成すべき農業経営」に対し、諸施策を重点的・集中的に講じるため、これらの施策全体について、見直し・再編のための検討を行うとともに、その一環として、経営を全体としてとらえ、農産物価格の変動に対し、農業収入または所得の変動を緩和するための仕組み等について、その確立を求める声があるなかで、国民の理解が得られる基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況等を勘案しながら検討を行う。

11 農業災害による損失の補てんに関する施策

災害によって、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等を行う農業災害補償制度の適切な運用と普及定着を推進する。

(ア) 意欲ある担い手の育成、農業経営の安定機能の強化、農業生産構造の変化への対応、事業運営基盤の強化の観点から、平成11年に改正が行われた農業災害補償制度について、その円滑な普及・定着に向けた取組を積極的に行う。

(イ) 「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成を行う。

(ウ) 農業共済地域対応強化総合対策を引き続き実施するほか、農作物共済等の損害評価経費等について助成を行う。

12 自然循環機能の維持増進に関する施策

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物、糞わら等の県域を超えた広域的な有効利用による地力の増進等の施策を講ずる。

(1) 持続的な農業生産の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に即し、土づくりを基本として化学肥料及び農薬の使用の低減を図る生産方式の導入を促進するほか、農業生産活動による環境への負荷の低減を図るための取組及び地力の増進を図るための取組を推進する。

ア 持続的な農業生産への転換促進

土づくりを基本として化学肥料・農薬の使用の低減を図る生産方式の導入促進、地域に最も適した農業生産方式の検討及び技術の定着促進を図るために、以下の施策を講ずる。

(ア) 都道府県が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に即して、農業者による導入計画の策定を促進する。

(イ) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者等に対する金融・税制上の支援措置を引き続き講ずるとともに、技術確立ほ場整備等必要な施設整備を推進する。

(ウ) 地域に最も適した農業生産方式の検討を行う。

(エ) 持続性の高い農業生産方式の着実な定着を図るために、農業者、消費者、行政等が一体となった普及啓発活動を行う。

(オ) JAS法に基づく有機農産物の新たな検査・認証制度に対応した生産の定着を図るために、実証ほの設置等の生産体制の整備を実施する。

イ 環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進

地域の実情に即し、施肥に由来する硝酸性窒素等による汚染対応策の確立、総合的な防除体系の確立、重要病害虫の発生予察、有機質肥料の品質表示の推進等の施策を講ずる。

ウ 環境負荷低減に資する技術の開発・普及

作物・土壌の状態を高精度に把握する先進的な計測技術の開発、生物系農薬の実用化の促進、肥料・農薬の使用量を低減する革新的技術の開発等を推進する。

(2) 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に即し、地域の実態に応じて、家畜排せつ物の適正な処理を図るために、家畜排せつ物処理施設を機動的に整備するとともに、家畜排せつ物の適正な管理と利用を推進する。

(ア) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準に即した家畜排せつ物の適切な管理を推進するため、畜産業を営む者に対する必要な指導・助言等を行い、たい肥センター等の家畜排せつ物の処理施設の計画的な整備を推進するとともに、大型たい肥バッグ方式によるたい肥の効率的な流通・利用を促進する施設機械等を整備する。

(イ) エネルギー等副産物利用処理施設（メタン発酵処理施設等）の整備を推進するとともに、この特例地域を拡大することにより、たい肥の還元用草地及び周辺環境の整備等を促進する。

(3) 有機性資源の循環利用システムの構築

農業の自然循環機能を高めていく上で不可欠な家畜排せつ物、稻わら等の農業副産物、食品残さ等の有機性資源の循環利用を図るため、以下の施策を講ずる。

(ア) 有機性資源の循環利用について、中央段階においては関係省庁・団体による協議会の開催、地方段階においては耕種農業、畜産業、食品産業、都市住民等の関係者からなる協議会の開催及び都道府県におけるマスター・プランの策定等を行い、推進体制の整備を図るとともに、最新技術を組み合わせた最適なリサイクル・リユースシステム

をモデル的に実証する地区を設定し、関係事業の連携等により広域利用を含めたリサイクル施設等の整備を集中的に実施する。

(イ) たい肥や稻わら等の循環利用については、畜産農家と耕種農家との連携強化による流通・利用の促進を図るため、たい肥・稻わら等流通利用計画の作成、たい肥・稻わら等の需給情報の提供等による畜産・耕種のネットワークの構築を促進するとともに、たい肥利用促進のための広域実証等の設置、良質たい肥の生産・利用のための指導、たい肥化施設及び稻わら等の収集調製機械施設の整備等の幅広い取組を推進する。

(カ) 家畜排せつ物、木質系廃棄物等の有機性資源のバイオマス変換等革新的リサイクル技術（メタン化、メタノール化、有用成分抽出、炭化等）の開発、利用者のニーズに応じて多様な有機性資源から低コストで品質や取扱性の優れたたい肥を製造する革新的機械等の開発等を推進する。

(キ) 農村地域で発生する農業副産物、家畜排せつ物、集落排水汚泥等の有機性資源のための肥化施設等を整備するとともに、都市及びその周辺で発生する食品産業、学校給食等の食品残さを肥料化するための施設等の整備を推進する。

また、地域の実情に応じつつ、食品産業、農業、一般家庭等から発生する廃棄物を集約的に処理するエネルギー回収型資源循環システムの構築を図る。

(オ) たい肥等有機質肥料の品質表示制度の普及・定着を図るため、有機質肥料等の実態の把握、品質情報の収集・整理を行うとともに、安定した品質の肥料を生産するため必要な手法等についてのマニュアル化とその普及を図る。

(カ) 食品製造業、食品流通業、外食産業及び家庭における食品廃棄物等の再生利用等の実態を把握する。

(4) 農業分野における地球環境保全対策の充実等

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、生物多様性の減少、砂漠化の進行等の地球環境問題が深刻化していく中で、農業の適切な生産活動を通じて地球環境を保全していくことが重要であるとの認識に立って、地球環境保全対策への取組のより一層充実を図る。

また、農業用使用済プラスチック等の農業生産資材廃棄物の適切な処理とリサイクルを促進する。

ア 農業分野における地球環境保全対策の充実

(ア) 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組

二酸化炭素の排出削減農業分野における地球温暖化問題への取組として、省エネルギーに資する農業施設・農業機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入による二酸化炭素の排出削減、水田の水管管理方法・施肥方法の改善や家畜排せつ物の適切な処理・家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・亜酸化窒素の排出削減といった温室効果ガスの排出削減対策を推進する。

また、農林業分野における廃棄物からのバイオマスエネルギー実用化技術の開発を推進する。

(イ) オゾン層破壊物質の削減

オゾン層保護の観点から、モントリオール議定書締約国会合において、平成17年に臭化メチルの生産量及び消費量を全廃することが合意されていることから、野菜や花き等の土壌消毒剤として用いられている臭化メチルの代替剤及び代替技術の開発・普及を引き続き推進する。

イ 農業用使用済プラスチック等廃棄物処理適正化の推進

農業用使用済プラスチック、肥料空袋、農薬空容器等農業生産資材廃棄物の低コストかつ適切な処理及びリサイクルの促進を推進するため、廃棄物適正処理のための普及啓発運動の推進、再生品の新規用途開発、都道府県における処理適正化に向けた関係者の協力体制の確立、廃棄物の適正処理計画の策定、農協等を核とした回収・処理システムの構築等を実施するとともに、排出量の少ない地域において広域的な収集、再生処理システムの確立対策を講ずることとする。さらに、農薬による環境影響への不安等を解消するため、再生利用が容易な農薬容器の開発、農家等で保管されている使用残農薬の適正処理技術の開発、水稻共同育苗施設等から生じる種子消毒時の農薬廃液処理技術の開

発等を推進する。

13 農業資材の生産及び流通の合理化等に関する施策

生産コストの低減を図る観点から、肥料・農薬・農業機械等の農業資材の生産・流通・利用の合理化等を通じ資材費の低減を図るために、平成12年度に関係者により改定された「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づく取組を推進する。

(7) インターネットを活用した資材情報を提供するとともに、県域を越えた農業機械の広域レンタル方式の確立を図る。

(4) 資材費低減推進モデル地区において、

- ① 一貫パレチゼーション等の導入により、肥料物流の合理化を図る。
- ② 農作業受委託調整システムの開発により、「農業機械銀行」の機能強化を図る。
- ③ 広域農協の共同配送拠点等において、安価な単肥を使用した地域向け配合肥料供給システムを導入する。
- ④ 農家が遊休保有している農機具の利用を促進するため、情報システムの確立等を図る。

等、各種対策の有機的な連携による総合的な資材費低減対策の推進を図る。

IV 農村の振興に関する施策

1 農村の総合的な振興に関する施策

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に發揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

このため、豊かな自然環境や伝統文化に恵まれた農村が、農業者はもとより幼児から高齢者まですべての地域住民にとって、また、都市住民からみても、活力と魅力ある地域社会となるよう努める。特に、少子高齢化の進行等も踏まえ、高齢者や女性が暮らしやすく活動しやすい農村の形成を図る。

また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進することにより、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を実施する。

その際、農業の振興はもとより、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しながら、また農村の有する豊かな自然環境との調和を図りつつ、個性的で魅力ある地域づくりを総合的に進めるとともに、生活支持機能の向上を図る。

また、少子高齢化の一層の進展や厳しい財政状況にかんがみ、一つの市町村では対応できない諸課題が増加していることを踏まえ、市町村合併を積極的に推進するほか、地域の共通の課題に対し複数の市町村が広域的に連携、機能分担を図りつつ施設整備を行うなど効率的、効果的な地域づくりを進める。

さらに、農村の自立的な発展を図るために、地域住民が誇りと意欲を持って自主的な取組を展開することが重要であることにかんがみ、多様な主体の参加と連携による個性ある地域づくりを推進する。

また、国民が進んで訪れ、暮らすことができる新しい故郷ともいるべき農村の将来像として取りまとめられた「明日のふるさと 21」、新しい時代における国土づくり、地域づくりの観点から農山漁村地域の将来像とその実現方策として取りまとめられた「新世紀の豊かな国土・地域・暮らしの創造—農山漁村地域新生への提言—」等の提言を今後の農村における地域づくりに向けた取組に活かしていく。

(1) 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策

(ア) 農振法に基づく農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農村における土地の農業上の利用と他の利用とを適切に調整する。

① 農振法に基づき策定された農用地等の確保等に関する基本指針や法定化された農用地区域の設定基準等の周知徹底を図るとともに、その円滑かつ適正な運用を図る。

② 「農用地等の確保等に関する基本指針」を踏まえた都道府県の「農業振興地域整備基本方針」及び市町村の「農業振興地域整備計画」の改定を更に促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進する。

(イ) 農村における就業機会の確保に資する観点から、地域の特色を生かした農産物、加工食品等の開発及び提供、地域資源を活用した内発型の地場産業の振興、農村への工業、物流業等の計画的な導入、多様で個性的な観光資源の提供等の取組を推進するとともに、高度な情報通信基盤の活用等による立地自由度の高い産業の導入等を促進する。

① 農村地域への工業等の導入を図るため、税制上の特例措置を継続し、政府系金融機関から工業等導入地区に立地する製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業に対する低利融資を実施するとともに、内外の企業の立地等に係る情報の収集・提供・あっせん、地域資源を活用した新たな産業の

確立に関する調査等を行う。

- ② 地域特産品認証制度の普及啓発等を通じて、地域特産品の利用拡大を図るとともに、新特産地形成促進事業の着実な実施により新たな地域特産作物等の定着を図る。
- ③ 地方公共団体が行う観光基盤施設の整備に対する支援を行うとともに、国等の計画に適合した野外レクリエーション施設（テニスコート、キャンプ場等）、文化教養施設（動植物園、博物館等）、便益休養施設（宿泊施設、駐車場等）等の整備を行う第3セクター等に対する融資を実施する。
- ④ 消費地からの遠隔性という不利な条件を克服し、立地条件等を生かした産業の振興を図ることができるよう、地方公共団体によるテレワーク・S O H O（情報通信を活用した遠隔勤務）のための共同利用施設の整備に対する支援や、テレワーク・S O H Oの普及に資する高度な情報通信システムの開発、イベント等による普及啓発事業の推進や税制、融資制度による支援を通じて、テレワーク・S O H O等を推進する。
- (イ) 農村の経済を支える多様な産業の振興を図るために基盤として、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進する。
- ① 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を整備する。これは農業をはじめとした多様な産業の振興に寄与し、地方部の経済・社会を支えるのに不可欠なものとして今後とも整備を行う。
- ② 地方道は、高速自動車国道や一般国道を補完して地方の幹線道路網の一部を構成し広域的な生活圏域を形成するとともに、各種地域振興施策の実現、地域の生活環境の向上を図る上で欠くことのできない重要な社会基盤施設であり、限られた予算の中で必要な整備水準を確保するため、各地域のプロジェクト等の計画と整合をとり計画的に整備を推進する。
- (エ) 農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進する。
- ① 効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、第4次土地改良長期計画に基づき、それぞれの地域の自然的、

社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を総合的に推進する。

- ② 社会生活、経済活動が人を中心として一層効果的、効率的に展開されるよう、道路の機能をより高める政策を展開することが求められており、平成10年度を初年度とする新道路整備五箇年計画に基づき、人中心の安全で活力に満ちた社会・経済・生活の実現に向けて「新たな経済構造実現に向けた支援」「活力ある地域づくり・都市づくりの支援」「よりよい生活環境の確保」「安心して住める国土の実現」を4つの主要な課題とし、道路政策を重点的かつ計画的に推進することとする。
- ③ 下水道の整備について、第8次下水道整備七箇年計画に基づき、重点項目である普及促進、浸水対策、水質保全・高度処理等を引き続き推進する。特に、整備の著しく遅れている町村下水道の整備等を重点的に実施する。
- ④ 農村を含め国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を推進するため、住宅建設五箇年計画に基づき、良質な住宅ストックを形成し、それを適切に維持管理し、市場の中で円滑に流通させることができるように、住宅市場の環境整備を図るほか、適切な市場の誘導・補完を行い、併せて福祉・医療施設等関連する分野との連携を強化しつつ、「国民の多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの整備」「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の実現」「都市居住の推進と地域活性化に資する住宅・住環境の整備」「消費者がアクセスしやすい住宅市場の環境整備の推進」を基本課題として位置づけ、計画的に施策を推進する。
- ⑤ 「災害に強い安全な国土づくり」「水源地域の機能強化」「豊かな環境づくり」を基本方針とする第9次治山事業七箇年計画に基づき、安全で安心できる暮らしの実現を図るため、治山事業を緊急的かつ計画的に推進する。
- ⑥ 「阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成」「頻発する渴水の解消による安心できる生活の確保」「地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出」「個性豊かな活力ある地域づくりの支援」を基本方針とする第9次治水事業七箇年計画や、「安全で災害のない斜面の創造」「緑豊かな斜面空間の創出」を基本方針とする第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画に基づき、農村を含め安全で豊かな国土づくりを行うための施策を計画的に推進する。

- ⑦ 「広域的なレクリエーション活動や個性と活力ある都市、農村づくりへの対応」等を重点課題とする第6次都市公園等整備七箇年計画に基づき、農村等における都市公園等の計画的な整備を推進する。

(2) 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進

ア 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備

農村においては地域住民の生活の場で農業が営まれており、農業用水の地域用水機能の発揮、農業用排水施設の地域排水の受入れ、ほ場整備による公共用地等の創出、生活環境の改善を図る農業集落排水施設による農業用水の水質保全、農業用道路が農村居住者の日常生活面で利用されるなど農村環境の整備に資すること等農業生産の基盤と農村の生活環境が密接に関係している。このことを踏まえ、農業用排水施設、農業用道路、農業集落排水施設等の整備を効率的かつ効果的に進めため、農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備を推進する。その際、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の発揮、美しくアメニティに満ちた魅力ある田園空間の形成及び地域資源の循環利用の促進に資するよう配慮する。

(イ) 個性ある農村振興の実現を図るため、地域住民をはじめ多様な主体の参画による多様なニーズに対応した整備等を関係府省間の連携を図りつつ総合的に推進する。

- ① 個性ある農村振興の実現を支援するため、複数市町村等を対象とした農村振興基本計画の策定を推進する。
- ② 農村振興基本計画に掲げる農村振興の目標を達成するため、地域住民の参加の下、以下のような農村の情報化、高齢者福祉、環境保全等多様なニーズに対応した整備を総合的に実施する農村振興総合整備事業を推進する。なお、事業の円滑な推進を図るため、地域住民活動等も含めた、農村振興総合整備事業等の実施計画作成を支援する。
- ・高齢者・障害者に配慮した生活環境の整備を図るため、高齢者福祉対策

等との連携を図りつつ、福祉施設の用地整備、公共施設のバリアフリー化、生きがい農園や在宅福祉を可能とする情報基盤等を整備

- ・農業の健全な発展と農地の適正な利用を図りつつ、豊かな自然環境を有する地域でゆとりある生活を過ごせる宅地供給を推進するとともに、市民農園、緑地空間、水辺空間等の生活環境を整備
- ・農村地域の適正な資源管理を行うため、有機性資源等の循環利用のためのコンポスト化施設等を整備するとともに、水辺空間、緑地空間等を整備

・子供から高齢者に至る地域住民が快適で豊かに暮らせ、都市住民にも魅力ある地域環境を形成するため、自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した農業生産基盤や生活環境を整備

- ・地域の歴史・伝統文化を活用した地域づくりを推進するため、農村地域の歴史的な農業水利施設や棚田・茅葺き家屋等の伝統的な農村景観の保全・復元に配慮した農業生産基盤や生活環境を整備

・都市住民が農業の多面的機能に触れ、その機能が広く理解されるよう、身近な都市近郊において、市民農園、水辺空間、交流施設等を整備

- ・戦略的な農業の展開、農地等地域資源の管理、行政・福祉サービス面での地域住民の生活利便性の向上などを図るため、高度情報通信基盤の整備により地域内の地方公共団体、農協、土地改良区等のネットワークを構築

・基幹産業である農林水産業の振興に加え、地域特性を活かした産業の新たな展開に必要な用地、情報通信等の基盤整備を通じて、魅力ある立地環境を整備

- ・多様な活気ある地域づくりを推進するため、農業生産基盤、営農飲食用水等の基礎的な生活環境を整備

③ 住民参加による検討会の開催や自主的な住民活動などの取り組みを支援する農村振興整備支援事業を、農村振興総合整備事業等と一体的に実施する。

- (イ) 農業用排水の水質保全と併せて農業集落の生活環境の改善を図る農業集落

- 排水施設の整備を推進するとともに、用排水路の分離、排水路の整備、微生物や水生植物等の自然浄化機能を活用した水質浄化施設等の整備や指定湖沼における水質保全に係る体制の整備を行う水質保全対策事業を実施する。
- (イ) 農業の生産性の向上、農産物流通の合理化等を促進するとともに、農村居住者に日常生活面で利用される等、農村環境の整備に資するため、農道の整備を推進する。
- (ア) 農業の体质強化と活力ある農村社会の形成を促進しつつ定住条件の整備を図る農村総合整備事業については、継続事業の着実な推進を図る。
- (オ) 第2次地方分権推進計画に基づき統合補助事業とした農村総合整備事業及び集落地域整備事業の団体営事業に加え、第2次地方分権推進計画の趣旨を踏まえ、農村振興総合整備事業の団体営事業を対象とした統合補助金を創設するとともに、農業集落排水事業の団体営事業のうち、計画処理人口が500人以下の事業を対象とした統合補助金を創設し、生活環境の整備を主体とする事業について、地方公共団体の裁量的な施行を促進する。
- (カ) 農村地域の水と土を中心とする地域資源を歴史的・文化的観点から再評価し、地域の特性を生かした伝統的農業施設、美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備（田園空間博物館の整備）等を行う田園整備事業を推進する。
- (キ) 農業用水の有する農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄、景観形成、親水、生態系・水質保全等の地域用水機能の發揮や循環かんがい施設等渴水時のかんがい用水の有効利用に配慮した地域用水環境整備事業を推進する。
- (ク) 農業用水を提供するとともに、水と緑に恵まれた地域の憩いの場としての機能も有し、都市と農村の交流・共生を図る貴重な水辺空間としての活用が求められているため池等について、防災対策と併せ、アメニティ空間としての活用を地域住民の意向を踏まえつつ推進する。
- (ケ) 地域資源の循環利用の促進の観点から、農業集落排水施設から生じる汚泥の農地還元、汚水処理水の農業用水としての再利用及び有機性廃棄物の循環利用にも留意した施設整備を推進する。
- (コ) 農村地域の居住環境の快適性を重視した農村整備を推進するため、農村のアメニティ向上に向けた取組を支援するための事業を実施する。

- (ナ) 地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）を推進・支援する事業を実施する。
- (ソ) 子どもたちが農村の自然の遊びに親しむとともに、農業に対する理解を深めることができるよう、農林水産省と文部科学省が連携し、子どもたちが豊かな遊びを体験できる農業用水路等の登録、利用促進、整備等を行う「あぜ道とせせらぎ」づくり推進事業を実施する。
- (ハ) 景観形成、環境・生態系の保全、伝統文化の継承、資源の循環利用等住民主体の美しいむらづくりに対して、農業、林業、水産業の分野において施設整備等を行う各種事業の連携により支援するモデル事業と、国民への情報提供・意識の啓発を図るため、全国・都道府県段階での啓発普及活動を併せて促進するとともに、NPOと連携したむらづくりを推進するための情報提供等を実施する。

イ 生活環境の整備その他の福祉の向上

災害に対して安全で安心できる地域づくり、生活空間の快適性を向上するためのバリアフリー化の観点も踏まえた基礎的インフラの整備及び複数市町村による公共公益施設の共同整備・共同利用等による地域の存立基盤や生活支持機能の確保に資する地域づくり、また、地域の發意による豊かな自然、歴史、文化など地域固有の資源を活用した魅力や活力ある自立的な地域づくり並びに定住の促進など生活環境の整備、福祉の向上を総合的に実施する。

（フ） 交通

農村の生活環境を向上させ、輸送の合理化、参加と連携による地域づくりに寄与し、安心できる暮らしの実現に資するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進する。また、安全な生活環境を確保するため、交通安全施設等の整備等による安全な通学路等の道路空間の確保などの交通安全施策を推進する。

また、地域における生活の足の確保に資するバス等の交通体系の形成を図るとともに、効率的な物流ネットワークを構築する。

① 日常生活の基盤としての市町村道から骨格を形成する高規格幹線道路に至

る道路網を適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備する。

- ② 交通事故の防止を図り、併せて道路交通の円滑化を確保するため、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に基づき、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、自動車駐車場等の交通安全施設等の整備を推進する。
- ③ 地域連携の強化等により公共・公益施設の共同利用・整備等地域住民の利便性の向上、地域の特色を生かした産業の振興等を支援する地域連携強化支援道路事業（広域行政型）を、複数市町村により形成される圏域において計画的・総合的に推進する。
- ④ 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業により推進する。
- ⑤ 地域分断の緩和・解消、鉄道駅へのアクセス強化等による一体的な地域づくりと併せて鉄道の高速化を支援するため、道路管理者と鉄道事業者が一体となり都道府県、市町村と連携して踏切道等総合対策プログラムを策定し、踏切除去や踏切構造改良を緊急的かつ重点的に推進する。
- ⑥ 生活者の豊かさと活力ある地域づくりを支援するため、地区の関係者が一体となって、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られた道路整備や、誰もが安全で使いやすい道路整備をくらしの道づくり事業により推進する。
- ⑦ 国民のニーズの多様化に対応していない中心市街地は、魅力が感じられないことから集客力が低下し、商店街が不振に陥っているケースが各地で見られており、このような商店街の再活性化を図るために、街並みの快適性の向上やアクセシビリティの確保等にかかる事業に対し、賑わいの道づくり事業による面的で総合的かつ重点的な道路整備を推進する。
- ⑧ 自然環境と調和し、地域の個性ある道路空間の形成を図るには、地域特性に応じた多様な道路整備を推進していく。特に、森林等の自然環境が豊かな地域では、周辺の景観や生態系と調和した道づくりや、木材等の地場産品を活用した地域の個性を生かした道づくりが求められているため、道路整備において地域の潜在自然植生を活用した樹木植栽工法による法面緑化や、木材を活用した道路構造物の整備等を木の香る道づくり事業により積極的に推進

する。

- ⑨ 交通の安全を確保し、併せて心身の健全な発達に資することを目的として、大規模な自転車道のうち整備の必要性の極めて高いものについて、大規模自転車道の整備を推進する。
- ⑩ 運行に係る欠損補助や車両の購入費補助等地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、整備工場、バスターミナル等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施する。
- ⑪ 長距離・大量輸送に優れた海運の利用を促進するため、内貿ターミナルの整備を推進し、フェリー等の海運を利用した複合一貫輸送のメリットを享受できる圏域の割合の向上を図る。

(4) 情報通信

都市とそん色のない高水準の情報の提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、民間主導原則の下、高度な情報通信基盤の整備を推進する。

情報通信技術（IT）革命の進展に対応して、民間事業者等による家庭やオフィスまでの高速大容量の情報通信ネットワークの早期実現にも資するよう、道路、河川、下水道等の施設管理用光ファイバー収容空間の積極的な整備、開放を推進する。

- ① モデル地域を選定し、行政、教育、医療、防災等複合的機能を持つ先進的情報通信システムの整備を支援する先進的情報通信システムモデル都市構築事業を推進する。
- ② 移動通信サービスが使えない状態や民放テレビの難視聴、民放中波ラジオの受信障害の解消を図るために施設・設備の整備を行う情報通信格差是正事業等を推進する。
- ③ ケーブルテレビ、データ通信、コミュニティ放送等の情報通信メディアを用いて地域社会の振興を図るテレトピア計画や放送型ケーブルテレビシステムの整備に必要な資金の融資を行うケーブルテレビ普及支援の一環として、農村においても情報通信システムの整備を推進する。
- ④ 地方公共団体、農業関係機関等公的機関の情報通信ネットワークを構築するとともに、農村におけるケーブルテレビ施設等を核とした高速大容量及び

双方の通信を可能とする情報通信基盤のモデル的整備を推進する。

- ⑤ 大河川氾濫時や土砂災害発生時における人命喪失等重大な被害の発生を回避し、ハード、ソフト両面から水害、土砂災害に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設やCCTV(監視カメラ)、浸水センサー、GPSによる斜面監視等の監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を推進する。

(g) 衛生

ナショナルミニマムの実現の観点から、農村における汚水処理施設や上水道等の整備を推進する。

- ① 下水道未整備地域の生活雑排水及びし尿の合併処理により生活環境悪化の防止を図る「合併処理浄化槽設置整備事業」の推進、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、市町村が個別の合併処理浄化槽の面的整備を行う「特定地域生活排水処理事業」を推進することにより、農村における汚水処理施設の整備を図る。
- ② 公共下水道及び特定環境保全公共下水道において、複数の下水道施設を共同化・共通化及び集中監視・制御する等により、効率的な下水道の整備及び管理を引き続き推進する。
- ③ 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽について、十分な連携・調整を図りながら、地域の特性等に応じた計画的・効率的な整備を引き続き推進する。また、農業集落排水施設と下水道の接続による連携についても引き続き行う。
- ④ 農村における簡易水道施設の新設、改良事業を実施するとともに、モデル事業として、貯水機能の低下したダムの堆積土砂の除去等を行う水道水源開発等施設整備を通じて、農村における上水道の整備を図る。

(h) 教育

農村における適切な教育環境の整備を推進するとともに、文化施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備を推進するほか、地域の連携、学校施設の公共利用等による教育施設等の効率的かつ高度な利用を推進するため、地域住民によるスポーツに関する活動を行う拠点となるスポーツ施設を整備する地方公共団体を支援する「社会体育施設整備事業」や地域の学習活動の拠点である社会教育施設の

機能の高度化を図る「学習活動支援設備整備事業」の推進を通じて、農村における社会教育施設の整備を図る。

(i) 文化

農村において受け継がれてきた多様な伝統文化について、その保存及び継承等を推進する。

- ① 「文化財保護法」に基づき、農村において生産、生業に用いられてきた農具等や生業と結びついて伝承されてきた年中行事や民俗芸能等を重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に指定するとともに、その調査・記録作成、後継者養成等に対する支援を行う。
- ② 「文化財保護法」に基づき、農村地域に残る棚田や里山等について、文化的景観の保護の観点から名勝等への指定を図るとともに、農林水産業に関連する文化的景観についての調査研究及びその保存・整備・活用施策の検討を進める。
- ③ 「文化財保護法」に基づき、農村に残されている歴史的な集落、町並みを重要伝統的建造物群保存地区に選定するとともに、その保存・活用に対する支援を行う。
- ④ 農村地域の水と土を中心とする地域資源を歴史的・文化的観点から再評価し、地域の特性を生かした伝統的農業施設、美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備（田園空間博物館の整備）等を実施する。
- ⑤ 景観形成、伝統文化の継承等住民主体の美しいむらづくりを支援するモデル事業を実施するとともに、農山漁村の伝統文化を生かした活動に寄与した者等への顕彰等を実施する。
- ⑥ 特定農山村地域における景観植物の栽培や里山の整備、伝統文化の継承等活性化に向けたソフト活動の計画的な実施に対する支援を行う。
- ⑦ 地域の水に係わる自然・歴史・文化の保全、保存、復活に資するため、下水処理水・雨水の利用によるせせらぎの創出等地域特性を生かした下水道整備を図る。
- ⑧ 住宅マスタープラン等を活用し、地域の住文化を生かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給促進を図ることにより、個性ある豊かな居住環境の整備

を推進する。

- ⑨ 地域固有の伝統文化の継承、海外との文化交流の促進等半島地域の文化活動の活性化を支援するための事業を行う。

(カ) 医療

農村における医療体制の整備を図るとともに、医療機関の機能分担と広域的な連携を通じ、農村における良質で効率的な医療サービスを確保することとし、へき地中核病院、へき地医療支援病院、へき地診療所、へき地患者輸送車等の整備、へき地における巡回診療の推進、へき地の医療情報システムの整備といったへき地医療対策や、救急現場医療確保事業や救急医療業務実地修練への支援等救急医療体制の整備の一環として、農村における医療対策を推進する。

(キ) 住宅・宅地

U J I ターン、田園居住等による地方定住の促進を図るため、良好な居住空間を確保し、地域の文化、景観を含む地域資源を生かしながら魅力と個性を備えた住宅・宅地の供給を着実に促進する。

- ① 豊かでゆとりある居住を実現するため、良好な居住環境を有する優良田園住宅、特定優良賃貸住宅等の供給促進を図る。
- ② 高齢化の進展に対応し、バリアフリー化された賃貸住宅等の供給を促進するとともに、住宅施策と福祉施策との連携によるシルバーハウジングや高齢者世帯向け優良住宅等の供給促進により、高齢者が安心して生活できる居住環境整備を推進する。
- ③ 新ふるさとマイホーム推進事業を推進し、良好な居住環境を有する「新しいふるさと」への住み替え等を促進することにより、地域の活性化や健全な発展等に寄与する宅地開発事業の促進を図る。
- ④ 自然豊かな都市の郊外部において、ゆとりある田園居住を推進するため、都市近郊の集落地域等において営農条件と調和した良好な生活環境の整備を図るとともに、市街地周辺において秩序ある土地利用のもとに自然景観と調和した居住環境を備えた郊外型住宅地の整備を計画的に推進する田園居住区整備事業を実施する。
- ⑤ ほ場整備による優良農地の確保、保全と併せて地域の活性化のため、換地の手法を活用し、公共用地や宅地等地域の多様な土地需要に対応した非農用

地を創出するとともに、既存集落と一体的に生活環境を整備することにより、潤いのある田園居住空間を創造する。

(ク) 防災

地域の社会経済を支え、安全で安心できる生活の確保を促進するため、治山対策、治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路ネットワークの構築、道路防災対策等を推進する。また、除雪等の冬期道路交通の確保等を推進する。さらに、地域の実情に応じて必要な農地防災、農地保全等を推進する。

- ① 近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況に対処し、山腹崩壊、土石流等の山地災害を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、防災対策総合治山等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。
- ② 高齢者等の災害弱者にとって、被災後の復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が慢性的に発生している地域において、概ね5年間で被害の解消を図るべく床上浸水頻発地区緊急解消対策を実施する。
- ③ 局地的な水需要や渴水時の取水の安定性を確保するためや、地域的な治水安全度向上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進する。
- ④ 迅速な避難が困難な高齢者等の災害弱者を土砂災害から守るため、老人ホームや病院等の災害弱者関連施設に係る土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施する。
- ⑤ 近年激甚な洪水・土砂災害が頻発していることから、被災地域の再度災害を防止するための制度を活用する等、被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策を短期集中的に実施する。
- ⑥ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)が平成13年4月より施行されることに伴い、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等の指定等を目的とする基礎調査に対し補助制度を創設し、土砂災害防止対策の推進を図る。
- ⑦ 地震、豪雨・豪雪等、急峻な地形等、厳しい自然条件の我が国において、道路ネットワークの代替性や高度医療機関へのアクセス等を重視した落石対策等の防災対策及び地震発生時に緊急輸送を確保するための緊急輸送道路に

における震災対策を推進する。

⑧ 新積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進する。

⑨ 第10次特殊土壌地帯対策事業計画に基づき、災害を受けやすい特殊土壌地帯において、治山、治水及び農地防災等の関係公共事業を計画的に実施する。

⑩ 農地等の農業生産基盤に対する災害等の未然防止対策である防災ダム、ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業の実施や、市町村のハザードマップ作りの支援を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。

(カ)公園

農村における日常的なレクリエーション活動の場として、農村公園の整備を推進する。また、農村における定住構想を推進するため、都市計画区域外の一定の農村地域において、住民の文化、スポーツ面での都市的ニーズへの対応等を目的とした特定地区公園（カントリーパーク）の整備を行う。さらに、身近な歴史や生活文化、景観等を、地域と一体となって保存・復元する公園（地域ルネッサンス公園）の整備を推進する。

(コ)福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、ホームヘルパーの育成、公共施設のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を実施する。

- ① 今後5年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）に基づく、高齢者保健福祉サービス基盤の推進の一環として、農村における社会福祉の充実を図る。
- ② 農協によるヘルパー育成に対する支援や、高齢者が安全に安心して活動できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進する。
- ③ 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、幅の広い歩道の整備等により、歩行空間のバリアフリー化を推進する。

④ 歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを支援するため、豊かな景観・自然、歴史的事物、文化的施設等を連絡でき、生活者がゆとりとうるおいの実感できる質の高い歩行者空間形成のための道路整備をウォーキング・トレイル事業により推進する。

2 中山間地域等の振興に関する施策

中山間地域等が、そこで農業生産活動が行われることを通じ、食料の安定供給の確保及び多面的機能の発揮を図る上で重要な役割を果たしていることを踏まえ、こうした役割が十分発揮されるよう、中山間地域等の総合的な振興を図る観点から、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進等の施策を講ずる。

また、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を引き続き実施する。

(1) 農業その他の産業の振興による就業機会の増大

農業その他の産業の振興を通じて、就業機会を増大させるという観点から、地域の条件に適合した農業生産の基盤の整備や技術の開発及び普及、多様な担い手の確保等を図りつつ、新規作物の導入による高付加価値型の農業等の地域の特性に応じた農業を展開するとともに、農産物等の付加価値の向上と販路の拡大を図るための加工流通施設等の整備の促進、地域資源を活用した内発型の地場産業の育成、農村への工業、物流業等の計画的な導入、地域の観光資源の活用と地場産業の一体的振興、立地自由度の高い産業の導入等を図る。さらに、交通条件が極めて悪い地域において、産業の総合的な開発の基盤となるべき道路の整備を促進する。

ア 地域の特性に応じた農業の展開

(ア) 都道府県知事が市町村長と調整して策定する地域ごとの総合的な振興計画に

に基づき、地域の抱える問題に対応した諸事業を総合的・計画的に実施することにより、中山間地域の振興を効果的かつ効率的に推進する「中山間地域等総合振興対策」を実施する。

(イ) 冷涼な気候や標高差等中山間地域の特性を生かした新山村振興等農林漁業特別対策事業を展開すること等により、高付加価値型農業の推進を図るとともに、低廉で豊富な土地資源を活用した草地畜産等に対する取組や、新規作物の導入による農業経営の推進を支援する。

イ 多様な産業の振興

(ア) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく工業等の導入、地域の個性を生かした内発型の地場産業の振興を促進し、就業機会の確保を図る。

(イ) 地域特産品の認証事業の推進等を通じて、中山間地域における地場産業の振興を図る。

(ウ) 地域活性化のためのソフト対策のモデルとなり得る市町村等を支援し、過疎地域、特定農山村地域等全体の活性化を図る「過疎地域等活性化推進モデル事業」や、山村からの提案に基づき、産業・文化等に係る先進的な施策への支援を通じて山村地域の活性化を図る「個性ある山村地域の再構築実験事業」等を実施する。

(エ) 地域資源を活用した新たな産業の振興や定住条件の整備等を図るために、過疎地域等において、総合的生活関連情報や産業・文化関連情報を効果的に収集・提供する施設の整備を支援する「地域情報交流拠点施設整備モデル事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進する。

(オ) 過疎地域の優れた自然環境や景観等の地域資源を有効に活用し、ゆとりある生活に向けた国民一般のニーズにも対応しつつ、地域の活性化を図ることを可能とする滞在利用型施設の整備を支援する「過疎地域滞在施設整備モデル事業」により、中山間地域においても滞在利用型施設の整備を推進するとともに、地方公共団体等によるリゾート整備のための情報・ノウハウの提供と人材の育成を支援する「リゾート地域整備支援事業」を中山間地域においても推進する。

(カ) 農産物等の付加価値の向上と販路の拡大を図る加工流通施設等の整備を図るために、中山間地域活性化資金について、所要の融資枠を確保する。

(キ) 交通条件が極めて悪い地域において、産業の総合的な開発の基盤となるべき

奥地等産業開発道路の整備を推進する。

(2) 生活環境の整備による定住の促進等

地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備と一体的に農村の生活環境の整備を推進する。

また、過疎地域対策、山村地域対策等の一環として、水道、汚水処理施設等の整備を推進するほか、住民の日常生活に必要不可欠な交通サービスの維持・活性化、情報通信施設、医療福祉施設、商業施設等の生活基盤的施設の効率的な整備、周辺地域を含む広域連携・ネットワーク化の推進、機能強化のための集落の整備、再編等を通じ、十分な生活基盤を確保する。

併せて、森林と農用地が混在する地域における農林地の一体的な保全整備等を推進する。

(ア) 農業集落排水施設の整備等の農村の生活環境の整備を農業生産基盤の整備と一体的に推進する。

(イ) 生活環境の整備を図る観点から、過疎地域対策、山村地域対策等の一環として道路、水道、汚水処理施設等の整備を促進する。

また、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、奥地等産業開発道路整備臨時措置法等に基づき、他の地域に比較して低位にある地域等において、地域の活性化、住民福祉の向上、産業の開発等のための道路整備の推進及び定住促進のための良質な住宅供給、居住環境整備の促進を図る。

加えて、下水道の整備を、過疎市町村に代わり都道府県が一部代行して実施することにより生活環境の整備を引き続き推進する。

(ウ) 地勢等の地理的条件が悪いため災害の危険性が高くまた災害が起こった場合に地域の孤立化の可能性が高いこと等から、生活環境の安全の確保のための防災対策を推進する。

(エ) 緑資源公団が実施している水源林造成の指定地域であって、農業生産条件の不利な地域において、農林業を振興するとともに、これを通じ森林及び農用地の有する公益的機能を維持増進するため、農林地の一体的整備のための調査を

引き続き推進とともに、全体実施設計を実施する。

(オ) 中山間地域において野生鳥獣による農林業被害が多発し、深刻な問題となっていることにかんがみ、鳥獣害対策を推進する。

- ① 農作物の防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止技術の確立と被害防止システムの整備、被害防止に必要な知識の普及等の対策を推進する。
- ② 野生鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減する農林生態系の管理技術の開発等の試験研究、森林・特用林産物について被害防止のための鳥獣害防止施設の設置、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備等を実施する。
- ③ 地域の状況を熟知した山村住民等の関係者に対し、山村振興上の深刻な問題となっている鳥獣害対策に関する総合的な情報を提供する。

(3) 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策

(ア) 担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、以下の基準により平地地域との生産条件の格差の範囲内で直接支払いを引き続き実施する。

- ① 対象農用地は、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」等地域振興立法の指定地域等の農用地区域のうち、傾斜等により農業生産条件が不利な 1 ha 以上の一団の農用地とする。
- ② 対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第 3 セクターや認定農業者等が耕作放棄される農用地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5 年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。
- ③ 単価は、生産条件の格差の 8 割相当の額（国及び地方公共団体が交付する交付金の合計（上限））とする。

(イ) 中山間地域等における耕作放棄の発生を未然に防止するため、地域の状況を的確に把握しつつ、生産基盤と一体的に土地改良施設の適正な管理体制の整備を推進する。

3 都市と農村の交流等に関する施策

国民の農業及び農村に対する理解と关心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進等の施策を実施する。その際、広域的な観点から農村と都市との交流を促進することにより、より高度な都市サービスの享受等を容易にするとともに、都市住民にとっても魅力ある農村の地域資源の活用を促進する。

また、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産を振興する。

ア 都市と農村との交流の促進

農村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の推進、都市と農村との交流機会の確保、交流の場の整備等により、都市と農村の交流を促進する。

また、広域的な交流・連携の軸となり、地域の自立的発展を支える高規格幹線道路と、これを補完し地域相互の交流促進等の役割を担う地域高規格道路が一体となった規格の高い幹線道路網の整備を推進する。

さらに、マルチハビテーション、S O H O（情報通信を活用した遠隔勤務）など新しい居住形態への関心の高まりを踏まえ、豊かな自然環境を有する地域でゆとりある生活を過ごせる田園居住を実現するための住宅・宅地供給を推進する。

併せて、地域固有の資源を活用しつつ、都市住民にとっての地域の魅力を高め、都市住民との交流の増大を図るための道路、河川、公園等の整備を推進する。

(ア) 都市と農山漁村の情報交流の拡大、交流・連携活動の活発化及び交流・連携等を担う多様な主体の育成を図るため、以下の施策を講じる。

- ① 都市と農山漁村等の交流・連携を担う団体等の情報やニーズを交換する「地域づくり活動出会いの広場」をインターネット上に整備して、情報の獲得を円滑化するとともに、大学等の地域づくりへの参加や民間団体による初期期の交流・連携活動への支援を促進することにより、地域の活性化を促進する。
- ② 都市と農山漁村等地域間の交流や連携に係るモデル的な事業への支援調査を行うことにより、地域間の交流・連携の一層の促進を図る。
- ③ 農山漁村等における地域づくり団体に対する支援を通じて効果的な活動推進策の検討を行うことにより、地域づくりの推進を図る。
- ④ グリーン・ツーリズムに関する従来の施策については、計画づくりや普及

- ・啓発を中心として展開してきたが、今後、実践活動の展開によるグリーン・ツーリズムの一層の普及・定着化を図る観点から、人材育成や学校教育との連携を強化し、新たな施策として以下の施策を講ずる。
 - ① インターネットを活用し、都市住民等のニーズの調査・分析を行うとともに、平成12年度に開発したグリーン・ツーリズムのメニューを提供するシステムについて、充実を図る。また、農林水産省と文部科学省との連携により子供の短期・長期の農業・農村体験学習を推進するとともに、学校の授業の一環として行う小中学校の農業・農村体験活動を実施する。
 - ② 農家民宿を開業するために必要なノウハウの習得や都市住民が行うグリーン・ツーリズム実践活動を円滑に行うための指導者の養成など、都市と農村の交流を推進する人材を育成するためのスクールを開設するとともに、都市と農村の交流に係る専門家人材バンクを設置する。また、グリーン・ツーリズム推進地域の計画的育成を図るとともに、都市住民にゆとりと安らぎを提案するため都市農村交流施設を整備する。
 - ③ 全国グリーン・ツーリズム推進協議会及び都道府県・市町村段階における交流協議会の活動を展開し、消費者団体等が参画した交流体制の推進を図る。
 - ④ 各種規制の点検等、グリーン・ツーリズムの普及・定着に向け、関係府省による具体策の検討を進める。
 - (イ) 都市住民が農業の多面的機能に触れ、その機能が広く理解されるよう、身近な都市近郊農地の環境整備や交流施設の整備等を総合的に実施する。
 - (ロ) 国土空間の有効利用を図り、地域ブロックの自立的な発展を支える高規格幹線道路や地域高規格道路など規格の高い幹線道路の整備を推進する。特に広域的交流を支援する循環型ネットワークの構築を重点的に整備を進める。

また、民間主導が原則の高度情報通信社会の早期実現に向け、道路における情報ハイウェイ（道路管理用光ファイバー及びその収容空間）の構築を推進する。

 - ① 高規格幹線道路については、交流ネットワークの充実により地域ブロックの自立的な発展や物流の効率化などを支援するため、21世紀初頭の14,000kmのネットワーク概成を目指し、重点的な整備を推進する。

- 地域高規格道路については、高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成、地域相互の交流促進や空港・港湾への連絡等を強化するため、既存ストックの活用を図りつつ長期的に6,000～8,000kmの整備を図るべく事業を推進し、物流の効率化や社会・経済の高コスト構造の是正を通じた国際競争力の向上等を図る。
- ② 民間主導による光ファイバ網整備の原則の下、事業者への負担軽減、国道等幹線道路の道路空間の一層の活用、道路管理用光ファイバ網及びその収容空間（情報BOX等）の民間事業者等による活用のための環境整備を図る。
 - ③ 地震等の大規模災害時における即応体制の確保など、公共施設の管理の高度化による道路の安全性・信頼性の向上を図るために、道路管理用光ファイバーを整備する。
 - ④ 円滑な道路交通の確保、道路利用者の利便性向上等の効果が見込まれるITS（高度道路交通システム）について、地域の特性やニーズに合わせた地域レベルのITSを推進する。
道路の情報化と併せ、センサー等のITS関連施設の整備を支援し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図る。
 - (オ) 優良田園住宅等の良質な住宅・宅地供給を促進するとともに、これとあわせた地域の交流を促進するための基盤等の整備による質の高い居住環境整備を推進する。
 - (カ) 農住組合の設立認可申請期限の延長等を内容とする農住組合制度の改正を行い、同制度の活用により、農地を活かした良好な住宅地等の供給を推進する。
 - (キ) 豊かな自然環境を有する農村は、国民にとって安らぎの場であり、学習・体験の場であり、地域固有の資源を生かした個性ある地域づくりにより、都市部の人々を魅了するポテンシャルがある。このような魅力を高める地域づくりを行うことによって、都市住民との交流を増し、地域の活発化を図る。
- ① 女性や高齢者ドライバーの増加、長距離トリップの増大等に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっている。「道の駅」の整備により、このような休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進する。

- ② 地域経済の浮揚や雇用の創出を図るため、一般道路事業と地方道路公社による有料道路事業を組み合わせて、高速自動車国道の追加インターチェンジ（I C）を整備する地域活性化 I C制度により、地域の活性化を推進する。
- ③ 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア（S A）・パーキングエリア（P A）と周辺地域を、地域の特色を生かしつつ、人の出入りを確保して一体的・計画的に整備する。
- ④ 地域固有の魅力ある観光資源を活用した観光による地域づくりを推進するため、観光周遊ルートを形成するための複数市町村が作成する計画に位置づけられた道路の整備を地域連携強化支援道路事業により推進する。
- ⑤ 観光資源等へのアクセス道路の整備に加え、拠点となる地域振興施設の整備や、地域イベントの開催を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進する。
- ⑥ 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランの策定及び資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデル的整備を行う。
- (ア) 魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を生かした交流ネットワークの拠点となる「水辺プラザ」の整備や、河川等の持つ様々な機能を生かし、河川等が身近な遊びの場、教育の場となるように体制及び水辺の整備を推進する「水辺の楽校プロジェクト」等を推進する。
- (イ) 河川やその周辺部の水域において、魚類をはじめとする水生生物の生息環境を改善するとともに、人と自然がふれあえる地域整備を促進するため、河川、水路、ため池等の広範囲にわたるエリアの連続性を確保するよう、移動の障害となる箇所における魚道の設置等の改善や生態系保全に資する水辺環境を関係省庁と連携して整備する「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」等を推進する。
- (カ) 川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、市町村の個性を生かしたまちの顔を創出する「ふるさとの川整備事業」、堤防を広げるとともに桜等を植樹し、憩いの場を創出する「桜づつみモデル事業」を推進する。
- (メ) 土砂災害防止対策により安全で利用可能な空間を新たに創出し、自然・社会特性を生かした観光拠点や公園の整備等の地域づくりを支援する、砂防ランド

- スペース創出事業やふるさと砂防事業、特定利用斜面保全事業等を積極的に実施する。
- (ソ) 歴史に残る砂防設備を積極的に保存するとともに周辺の環境と調和した基盤整備を行い、地域の人々に砂防に対する啓蒙活動を展開し地域の活性化にも資する砂防学習ゾーンモデル事業を推進する。
 - (ハ) 砂防事業を実施している地域は自然条件が厳しい一方、景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっており、自然的、社会条件を勘案し、個々の溪流の特色を生かした、砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを実施する。
 - (チ) 自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ斜面の安全度を向上するため、既存樹木等を生かした「緑の斜面工法」を積極的に導入し、安全で緑豊かな斜面空間を創出する。
 - (リ) 半島地域と都市部等内外との多様な交流・連携を促進するための交流事業を実施する。

イ 市民農園の整備の推進

都市住民等の農作業による健康づくりや高齢者の生きがいづくり、家族がともに土とふれあうこと等、レクリエーションとしての市民農園に対するニーズにこたえるため、「市民農園整備促進法」等の普及・啓発に努めるほか、市民農園整備事業や特定市民農園制度の活用等による市民農園の広範な整備・普及を図る。

ウ 都市及びその周辺における農業の振興

新鮮な農産物の提供等、都市住民のニーズへの的確な対応により都市農業の発展が図られ、併せて都市住民との共生に資するため、以下の施策を講ずる。

- (ア) 生産者と消費者の交流の促進、直販施設の整備等を通じ、農産物の生産から流通・販売にわたり消費者と密接に連携した高付加価値型農業を推進する。
- (イ) 農作業補助を行う都市住民の育成、都市農業への理解を深めるためのふれあい活動等の支援を行う。

V 団体の再編整備に関する施策

1 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興という基本法の基本理念の実現に資するよう、農業協同組合系統全体の事業・組織の改革を進める。

(1) 農協系統全体の事業・組織改革の推進

地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、金融情勢の変化に応じた信用事業の見直し、マネジメント体制の確立や監査体制の充実等、基本法の基本理念の実現に向けた農協系統の事業・組織の改革について支援を行う。

また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、引き続き農協系統に対する検査を実施するとともに、農業協同組合中央会が行う農業協同組合等相互扶助事業等に対して引き続き助成を行う。

(2) 農協に対するニーズの多様化を踏まえた積極的な役割の發揮

新規就農者の経営確立、集落営農の形成等の新たな担い手の育成支援を図るために、それぞれに応じた営農指導の手法の検討、営農指導員の研修等を実施する。

(3) 農協改革を着実なものにするための法制度の整備

基本法の制定や金融ビッグバンの進展等を契機として、組合員のニーズに的確に対応するとともに、農林中央金庫・信用連合会・農業協同組合が一体となった新たな農協金融システムを確立すべく、「農業協同組合法」等の一部を改正し、併せて農林中央金庫が農協金融システムの中核としての役割を十分に果たすこと

ができるよう、「農林中央金庫法」を改正する。

(4) 農林漁業団体職員共済組合に関する施策

農業協同組合の職員を中心とした農林漁業団体の職員の福利厚生を図るために、農林漁業団体職員共済組合については、基礎年金のための拠出金に対する補助等を引き続き行う。

2 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

農家戸数の減少等を踏まえた組織体制の適正化を図るとともに、農業生産法人制度の見直しに伴い、農業委員会について、所要の体制整備を行う。

また、農業委員会による農地の流動化、担い手の育成等の構造政策への取組を重点的に支援するため、農地・農家等に関する情報の電子化及びそれらの情報を視覚化する地図情報システムの整備等を推進する。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所による農地の利用集積、新規就農の促進、農業経営の法人化等の取組を支援する。

このほか、都道府県農業会議と関係機関・団体との効率的連携の促進等に向けた検討を行う。

3 農業共済団体の再編整備に関する施策

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るために、農業共済組合等の広域化を着実に推進するとともに、平成11年における農業災害補償制度の改正により新たに途が拓かれた農業共済事業の二段階制について、地域の意向等を踏まえた適切な指導を行う。

また、平成11年度に改正が行われた農業災害補償制度について、その円滑な普及・定着に向けた取組を積極的に行う。

4 土地改良区の再編整備に関する施策

土地改良区については、土地改良施設の中心的な管理主体としての事業運営基盤を強化するため、各都道府県が策定した統合整備基本計画（マスタープラン）に即して合併等を推進しているが、平成13年度において、その一層の推進を図るため、広域合併に資する施策の充実、合併時における土地改良施設の整備補修の円滑化を図ることとしている。また、都市化、混住化が進展している地域に位置する土地改良施設が不可避的に有する地域排水等の受け入れという公益的な役割を十分に發揮するよう、土地改良区が行う維持管理作業に地域住民の参画を促すこととする。

5 団体間の連携の強化

地域の農林漁業の振興を一体として進めるため、実情に応じ、森林組合・漁業協同組合を含めた団体間の連携の強化に向けた具体策の検討を進める。

VI その他重要施策

1 W T O 農業交渉への取組

平成12年12月にW T Oへ提出した「多様な農業の共存」を基本的な目標とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保、輸出入国間のルールの不均衡の是正等の追求を内容とする「W T O 農業交渉日本提案」に対する国際的理得を得るため、我が国の立場に近いE U・韓国等との連携を強化しつつ、関係府省とも十分連携を図り、各国へ積極的な働きかけを行う。

また、消費者等からの関心の高まりに対応し、農業交渉に関する情報を積極的に開示するなど、交渉プロセスの透明化を図り、国民的な理解の下での交渉を行う。

さらに、包括的な新ラウンドを早期に立ち上げ、農業交渉をその一環として位置付けることが不可欠である旨引き続き主張していく。

2 日本新生プラン関連の取組

「日本新生プラン」については、その重要4分野とされた「IT革命の推進」、「環境問題への対応」、「高齢化対応」及び「都市基盤整備」に関する農山漁村、農林漁業分野の具体化策として、21世紀における我が国経済社会の新生に特に資する施策を実施する。

(1) 農林水産分野におけるIT革命の推進

ア 農林水産業・農山漁村地域における情報通信技術（IT）の推進

都市との情報格差は正のための情報通信基盤の整備、情報通信技術（IT）を活用した生産・経営の高度化、地理情報システム（G I S）を活用した農林地の管理、ゲノム情報を活用したペーチャル品種改良等を推進する農林水産業・農山

漁村ＩＴ推進プロジェクト等を実施する。

また、情報ネットワークの構築による効率的水管理システムの整備等農業関係施設の高度情報化の推進、山地災害の予知や高潮対応の迅速化等に資する災害情報システムの整備等を行う。

イ 食品流通等における取引の電子化、物流の最適化等

市場動向に応じた生産等に資する電子データ交換（ＥＤＩ）等を活用した流通モデルの開発、実証、バーコードを活用した食品の生産・製造履歴情報の開示等を推進する食品流通等高度情報化プロジェクト等を実施する。

ウ 電子政府の推進

申請・届出等のオンライン化の推進、情報セキュリティー対策の強化等を推進する電子政府推進プロジェクト等を実施する。

（2）循環型社会の構築を目指すリサイクル対策等の推進

ア 食品廃棄物等のリサイクル

食品廃棄物等のリサイクルのための技術開発・施設整備、食品廃棄物と家畜排せつ物の関係者一体となったリサイクル等を推進する循環型アグリ・フードシステム確立プロジェクトを実施する。

また、ゼロ・エミッション社会の構築に向けた有機性廃棄物等のリサイクルの推進等を行う。

イ 健全な水循環系の構築

水源地域における森林整備や農村地域における農業水利施設等の整備・更新等の水質や水辺環境の保全等の取組を推進する健全な水循環系の確保対策等を行う。

（3）農山漁村における高齢者の活動支援等

高齢農業者の就労、健康管理・介護に対する支援、公共施設のバリアフリー化等を推進する高齢者活動支援プロジェクトを実施する。

また、高齢者が生き生きと働く就労環境の整備、高齢者が安心して快適に暮らせる農山漁村づくり等を行う。

（4）イネ・ゲノム研究等

タンパク質の構造解析による有用遺伝子の機能解明、機能性を強化した農産物の開発、地域資源を有効活用した高機能・高品質食品の開発などイネ・ゲノム研究等を強化するゲノム研究加速化プロジェクト等を実施する。

（5）都市住民のニーズに応じた都市基盤の整備

市民農園、都市の防災に資する排水施設、生鮮食料品の卸売市場等の整備を推進する都市近郊環境等整備プロジェクトを実施する。

また、都市住民に潤いのある生活・居住空間を提供するための田園・森林・海辺づくり、都市用水の効率的な供給を図るための農業用水の再編等の推進、安全で安心な都市環境を確保するための防災対策の推進等を行う。

3 統計情報の整備

食料・農業・農村をめぐる現状や政策展開の方向に即した統計情報を作成・提供するため、中長期的な展望の下に統計情報の体系的整備を進める。

- (7) 健全な食生活の実現に向け、地域ごとに特色のある伝統的な行事食・料理法等食文化の継承や地域特産物の活用等への取組状況を把握する。
- (8) 食品リサイクルに関する施策の推進に資するため、食品産業における食品廃棄物等の再生利用等の実態を調査する。
- (9) 麦・大豆の生産性向上等に資するため、麦・大豆の生産に取り組んでいる組織経営体に関する経営収支、生産コスト等の実態把握を強化する。
- (10) 新たな施策の展開に対する国民の理解醸成を図るため、地域における情報拠点としての農林水産情報センター機能を強化し、国民への情報提供を一層推進する。
- (11) 統計情報の的確かつ迅速な作成・提供に資するため、統計情報処理システムの更新、OCR装置の導入、通信回線の強化等を図る。

4 行政の情報化

電子政府の実現を推進するため、申請・届出等手続の電子化（オンライン化）の基盤となる認証システムの整備、情報セキュリティ対策の強化、施策に関する情報提供・意見収集のためのシステムの整備、動植物輸入検査手続システムの高度化を推進する。

5 情報通信技術（ＩＴ）関連の取組

農林水産業の効率化・高度化及び農山漁村の振興を図るため、情報通信基盤を整備するとともに、情報通信技術（ＩＴ）を活用した生産・経営の高度化システムの開発や研究開発の強化、農業者の情報技術の習得、地理情報システム等を活用した農林地等の適切な管理等を推進する。

食品流通におけるＩＴ革命を推進するため、食品流通全体の最適化のためのモデルの開発・実証や食品企業等による革新的な製造技術等の開発を促進する。また、食品の安全・安心、安定供給を求める消費者ニーズに対応するため、生産・製造履歴情報や生産出荷情報等の情報提供・活用を推進する。

6 セーフガード関連の取組

セーフガードについては、最近の国内の農林水産業及び農林水産物の輸入をめぐる状況にかんがみ、ねぎ、生しいたけ、畳表の3品目について、平成12年12月22日に政府として調査を開始したところであるが、本調査により、ＷＴＯセーフガード協定等に定められた国際ルール及び関係国内法令に従い、輸入増加の事実及びこれによる国内産業に与える重大な損害等の事実の有無について認定を行うこととする。

その結果、予想されなかつた事情の変化による輸入の増加により、国内産業に重大な損害又はそのおそれが生じており、国民経済上緊急に必要があると認められる場合には、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずる。

また、必要と判断された特定の農林水産物資について、必要な情報を常時収集し、監視する体制により、セーフガードに係る検討に機動的に対応する。

7 食糧行政に係る業務運営及び組織・定員の合理化

食糧管理特別会計の収支の改善に資するよう、業務運営に係る経費の削減等につとめる。

また、農産物検査民営化等を踏まえた食糧事務所の定員・組織の合理化を着実に実施する。

VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 施策の評価と見直し

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、基本法において基本計画をおおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされていることから、適切な時期に施策の効果の評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ施策内容等の見直しを行うこととされている。また、平成13年1月に政策評価制度が全府省に導入されたところであるが、行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換を図るために、各府省の政策評価実施要領に基づき政策評価の積極的な推進を図る。また、公共事業等に対する評価については既に実施されており、所定の見直しを行っているところであるが、引き続き積極的に推進する。

2 財政措置の効率的かつ重点的な運用

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、財政措置の効率的かつ重点的な運用に努める。また、類似の事業について重複投資を行わないよう、関係府省が連携して計画的に事業を実施する。

3 情報の公開等

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、施策実施における透明性の確保の観点から、情報の公開及び意見の聴取に努めるほか、施策の目的、内容等について国民の理解が得られるよう、広報活動の充実等に努める。

4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、地域の自主性と創意工夫の發揮等の観点から、国と地方が適切に役割を分担しつつ行うとともに、地域の主体的取組の推進が図られるよう地方単独施策に係る措置を講ずる。

特に公共投資の分野では、民間主体の資金や能力を適切に活用する観点から、PFI手法の活用を図るとともに、地域住民、N.P.O.、民間企業等の多様な主体の参加と連携を促進する。

5 國際規律との整合性

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、国際的な規律との調和を保つものとし、新たな国際的な規律の形成に際しては、我が国の立場や主張についての国際的な理解が得られるよう努める。